

宝塚市地域福祉計画

第4期

宝塚市再犯防止推進計画

宝塚市成年後見制度利用支援計画



すべての人が互いを認め合い、支え合い、
共に輝きつづける
安心と活力のまち
宝塚

宝塚市

はじめに



多くの皆様のご協力により、宝塚市地域福祉計画（第4期）が完成しました。

「地域福祉」という言葉は、わかりにくい言葉かもしれませんが、とても簡単に言うと、地域で暮らすみんなが幸せになることです。困りごとをみんなで話し合い、解決のためにできることをみんなで探していく取組です。つまり、「地域福祉計画」は、地域で暮らすみんなが安心して生活できるようにするための取組をまとめた計画です。このように申し上げますと、少し身近に感じていただけるのではないのでしょうか。

また、今回の地域福祉計画の改定にあたっては、新たに、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に関する「再犯防止推進計画」と、本人の意思決定支援に関する「成年後見制度利用支援計画」の内容を盛り込み、3つの計画を一体的に策定しました。関連計画を包括的に推し進めることで市全体の支援体制の充実を目指します。

令和22年（2040年）を迎える頃、宝塚市は、高齢化率が40%を超える見込みであり、これから誰も経験したことのない超高齢社会を迎えることとなります。少子高齢化の進行とともに、単身世帯の増加、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地域におけるつながりの希薄化など、社会環境が大きく変化しており、今、私たちはまさに重大な分岐点に立っていると言えるでしょう。この変動期を迎え、重要なことは、対話を重ねながら、知恵を寄せ集めながら、より良い解決策を共に探っていくことであると考えます。

本市は、これまでも、阪神・淡路大震災や新型コロナウイルス感染症の流行など、大きな苦難を経験してきましたが、あたたかいつながりや支え合いの中で、困難な状況を乗り越えてきました。

これからも、「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」の実現を目指し、市民の皆様、地域団体、関係機関、事業者の皆様との連携・協働により本計画を推進し、時代の変化に応じた対策を講じていくよう、市を挙げて全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも本市の地域福祉の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年（2026年）3月

宝塚市長

目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1. 地域福祉計画とは	1
2. 計画策定の背景と趣旨	2
3. 計画の位置づけと期間	11
4. 計画の策定体制	13
第2章 めざす方向	14
1. 基本理念	14
2. 基本目標	15
3. 施策体系	17
第3章 施策の展開	18
1. 基本目標Ⅰ 市民一人一人の社会的包摂に対する意識の向上	18
施策① 当事者理解・当事者参加の促進	19
施策② 福祉学習や異文化理解の推進	20
施策③ 居場所等の情報収集力や情報発信力の向上	21
施策④ 地域における居場所の充実	22
施策⑤ 犯罪や非行をした人の地域での立ち直り支援〔再犯防止推進計画〕	23
2. 基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる機会づくり	24
施策⑥ 地域福祉に参加する人づくり	25
施策⑦ 地域における活躍の場づくり	26
施策⑧ 福祉以外の分野との連携による多様な就労の場や活躍の場づくり	26
施策⑨ 社会福祉協議会等の地域福祉の中間支援組織における事業運営の強化	27
3. 基本目標Ⅲ 多様な主体の連携による地域力の向上	28
施策⑩ 地域ぐるみの子育て支援の推進	29
施策⑪ 多様な参加者による話し合いの場の充実	30
施策⑫ 市職員や専門職の協働意識の向上	31
施策⑬ 地域におけるつながりづくり	32

4. 基本目標Ⅳ 包括的な相談支援体制の充実	33
施策⑭ 総合相談支援体制の強化	34
施策⑮ 権利擁護に関する支援の充実〔成年後見制度利用支援計画を内包〕	37
第4章 計画の推進	40
1. 包括的な支援体制の整備を進めていくための重点施策	40
2. 権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進	41
3. 計画の推進体制	42
4. 計画の進行管理	42
資料編	43
1. 策定にあたっての調査・会議等の概要	44
2. 宝塚市地域福祉計画（第3期）の総括・評価	48
3. 宝塚市の地域福祉を取り巻く現状と課題	54
4. 今後取り組むべきことのまとめ	85
5. 条例・規則・要綱	86
6. 宝塚市社会福祉審議会委員名簿	92

「^{がい}碍」の表記について

平成31年（2019年）4月1日から、市で取り扱う公文書においては「障害」を「^{がい}障碍」と表記することとしており、法令や制度、個別の名称などを除いては、「^{がい}障碍」と表記しています。

「^{がい}碍」には「さまたげ」や「バリア」の意味があり、このバリアは、個人の心身機能が原因で生じるものではなく、道路や施設、制度、慣習や差別的な概念など社会的障壁との相互作用によって創り出されているもので、この社会的障壁を取り除くことが大切です。

本市は、^{がい}障碍のある人の地域社会への参加の促進に取り組む中で、この社会的障壁を取り除き、^{がい}障碍の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現を図ります。
